

新型コロナウイルス感染症に関する Q&A

【居宅介護支援】

問1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への対応方針について（令和2年2月27日付け31川健介保第1333号）通知のモニタリングについて、利用者都合による場合は書面又はFAX等によるモニタリングを可能とするが、ケアマネ都合は認めないと解してよいか。

（回答）

感染拡大が収束に向かうまでの間は、利用者都合による場合のほか、担当のケアマネが風邪や発熱などの症状により外出を控え、利用者の居宅を訪問できない場合についても特段の事情に該当します。

問2 令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いの事務連絡では、訪問介護費の特定事業所加算の算定要件である定期的な会議について開催等ができない場合でも当該加算の算定要件を満たすとされているが、居宅介護支援費の特定事業所加算の算定要件である定期的な会議及び事例検討会も同様か。

（回答）

同事務連絡の訪問介護を居宅介護支援と読み替え、被災等と新型コロナウイルス感染症等と読み替え、やむを得ず開催等できない場合でも算定可能と解します。

なお、事例検討会も同様です。

問3 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）の問1で、デイサービス等が要請を受けた休業又は自主的な休業に加え、感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、事業所でのサービスと訪問によるサービスの両方を行うことを可能とされたが、訪問によるサービスとした場合、居宅サービス計画等の変更は必要か。

（回答）令和2年3月19日追加

臨時的な取扱いとしてサービスの提供方法のみを変更する場合は、居宅サービス計画等を変更する必要はありません。

問4 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）の問1で、デイサービス等が休業等に加え、利用者の希望に応じて、事業所でのサービスと訪問によるサービスの両方を行うことを可能とされたが、利用者から訪問による機能訓練等の希望があった場合、当該希望された機能訓練等の提供をデイサービス等に要請しても差し支えないか。

（回答）令和2年3月19日追加

要請し、調整することは差し支えないものと解しますが、この取扱いは臨時的なもので、かつ、デイサービス等が対応できる場合に限られますので、事前にデイサービス等が対応可能な体制を整えているか等について連絡調整し、対応可能であることが確認できた場合に要請等を行うようにしてください。

問5 令和2年2月27日付け31川健介保第1333号通知（サービス担当者会議、モニタリングにおける特段の事情等）の取扱いは、4月以降も引き続き継続すると解してよいか。

（回答）令和2年3月27日追加

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）の中で、高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。

したがって、4月以降も専門家会議等を踏まえ、対面以外の方法で利用者等の生活に対する意向の共通理解や意思が十分に反映できるときは、サービス担当者会議に代えてサービス担当者への照会等による情報交換でも差し支えなく、また、利用者の状況変化や目標の達成状況等を訪問以外の方法で把握できるときは、訪問以外の方法で把握した内容を居宅介護支援経過に残すことでも差し支えありません。

なお、31川健介保第1333号通知にもありますとおり、モニタリングについては、新型コロナウイルス感染症の拡大が一定程度収束したときは速やかに、サービス担当者会議については必要に応じて開催するなど、適切な御対応をお願いします。

問6 居宅介護支援事業所に配布された布製マスクは、当該事業所から利用者に配布するとされているが、感染対策として利用者との接触を控えている中で、当該布製マスクをどのような方法で利用者に配布すればよいか。

（回答）令和2年3月27日追加

事前に利用者に連絡を行い、配布方法等について調整したうえで、適切に配布をお願いします。

問7 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）で、退院・退所加算は病院等の職員との面談に代え、電話やメール等で情報収集を行った場合でも算定要件と満たすとされたが、この方法で情報収集を行った場合、情報収集の方法等も記録に残す必要があるか。

（回答）令和2年3月27日追加

聞き取り日時、状況提供を受けた職種（氏名）及び利用者に関する情報に加え、情報収集の方法等も残してください。

問8 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）で、年度内に福祉用具を購入しようとしたものの、新型コロナウイルスの影響で調達が困難であり、次年度に購入した場合でも、年度内の限度額として保険給付を行うことが可能であるとされたが、この取扱いは、具体的にどのような利用者が対象となるのか。

（回答）令和2年3月30日追加

特定福祉用具販売については、サービス担当者会議でその妥当性を検討し、居宅サービス計画に当該特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないとされています。（指定居宅介護支援等基準第13条第22号）

したがって、領収書の記載日が次年度であった場合でも、サービス担当者会議の開催及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載した居宅サービス計画の作成年月日が年度内であって、かつ、利用者が現年度内に購入意思があった旨が確認できたときは、年度内の限度額として取り扱うことができます。

【訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション】

問1 新型コロナウイルス感染症等の影響で、リハビリテーション会議を開催できない場合、サービス担当者との情報共有は書面その他の方法で行うことで差し支えないか。

（回答）

令和2年2月27日付け31川健介保第1333号通知のサービス担当者会議をリハビリテーション会議と読み替え、利用者の状況等に関する情報を当該リハビリテーション会議の構成員と共有していただくことで差し支えありません。

【通所介護】

問1 個別機能訓練加算の算定要件である3月毎に1回以上の利用者宅の訪問について、新型コロナウイルス感染症等の影響で訪問ができない場合でも、やむを得ない事情として算定要件を満たすものと解してよいか。

(回答)

令和2年2月27日付け31川健介保第1333号通知のモニタリングを個別機能訓練加算の算定要件である3月毎に1回以上の利用者宅の訪問と、支援経過記録等を個別機能訓練加算モニタリング表等と読み替え、収束した後、速やかに利用者宅へ訪問し、モニタリングを行った場合、算定要件を満たすものと解します。

問2 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)の別紙1の2の取扱いにより、個別サービス計画の内容を踏まえ利用者の居宅を訪問してサービスを提供した場合、通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算について、引き続き、加算・減算を行うものとするが、送迎については事業所と利用者の居宅を送迎していないため、減算とすべきか。

また、個別機能訓練加算(Ⅱ)については、理学療法士等から直接訓練していない場合、算定はできないのか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)では、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りサービスを提供した場合とされていますので、所要時間による区分の取扱いを除き、加算・減算については、サービス利用票別表に記載されているサービスコードのとおり請求していただいて差し支えありません。

なお、送迎減算もサービス利用票別表に通所介護送迎減算のサービスコードが記載されていない場合は送迎減算とする必要はなく、また、個別機能訓練加算(Ⅱ)についても同サービスコードが当該別表に記載されているときは算定して差し支えありません。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

問1 概ね1月に1回程度、看護師等によるアセスメント及びモニタリングを行うこととされているが、新型コロナウイルス感染症等の影響で看護師等を十分に確保できず、訪問によるアセスメント等を行うことができない場合、他の方法によりアセスメント等を行うことでも差し支えないか。

(回答)

令和2年2月27日付け31川健介保第1333号通知で、介護支援専門員が行うモニタリングについて新型コロナウイルス感染症等の影響で訪問ができない場合、やむを得ない事情としておりますので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるアセスメント及びモニタリングについても新型コロナウイルス感染症等の影響で訪問ができないときは、同様にやむを得ない事情とし、他の方法によりアセスメント等を行うことで差し支えありません。

【福祉用具貸与】

問1 対象外種目の例外給付について、老企第36号第2の9(2)①ウの状態像に該当する者については、市に確認依頼書を提出し、適正であると判断された場合に限り、確認日(書類提出日)以降の介護報酬の算定が可能とされているが、新型コロナウイルス感染症の影響で主治の医師等に面会その他確認等ができないときは、当該確認依頼書を提出する前の対象外種目に係る福祉用具貸与費についても、介護報酬の算定が可能であると解してよいか。

(回答)

令和2年3月2日付け31川健介保第1344号通知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で医師の医学的所見による判断を確認できない場合は、収束後概ね1月以内に医師の医学的所見による判断を確認し、「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書」を提出いただければ、確認日(書類提出日)前の対象外種目も例外給付の対象とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響前の対象外種目に係る例外給付についてはこの限りではありません。

【総合事業(訪問型・通所型)】

問1 新型コロナウイルスの発生に伴い、川崎市介護予防・日常生活支援総合事業において訪問型サービス・通所型サービスを提供する事業者が休業を行った場合の請求方法が如何か。

(回答)

新型コロナウイルスの発生に伴い、事業を休業した場合については、契約開始又は解除した場合と同様の取り扱いといたします。